別記様式第２号（第６条関係）

誓約書（申請者用）

　関市太陽光発電設備等設置費補助金を受けるにあたり、下記の事項について誓約します。また、下記の事項に反する事実が判明した場合は、交付を受けた補助金を速やかに返還します。

１　自ら所有し、居住する住宅の敷地内に対象設備を設置すること。

２　市税、保育料、水道料金、下水道使用料その他市に納付すべき歳入金を滞納していないこと。

３　ＦＩＴ制度又はＦＩＰ制度を利用しないこと。

４　自己託送を行わないこと。

５　地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。

６　一の場所において、設備を複数の設備に分割して扱わないこと。

７　出力が２０キロワット以上の太陽光発電設備を設置する場合は、太陽光発電設備を囲う柵塀等を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（太陽光発電設備の設置事業者の名称、代表者氏名、住所及び連絡先電話番号、保守点検責任者の名称、氏名、住所及び連絡先電話番号、運転開始年月日並びに本補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。

８　電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査及び報告徴収に対する資料の提出に対応するため、太陽光発電設備の設計図書及び竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

９　対象設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

１０　接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

１１　防災、環境保全又は景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止、自然破壊及び近隣への配慮を行うよう努めること。

１２　対象設備を処分する際は、関係法令（関市の条例を含む。）の規定を遵守すること。

１３　出力が１０キロワット以上の太陽光発電設備を設置する場合は、対象設備の解体、撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄又はリサイクルを実施すること。

１４　出力が１０キロワット以上の太陽光発電設備を設置する場合は、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険、地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。

１５　対象設備設置により得られる環境価値のうち需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させること。

１６　耐用年数を経過するまでの間、補助事業により得た温室効果ガスの排出削減効果についてＪ－クレジット制度への登録を行わないこと。

１７　対象設備により発電した電力量の３０パーセント以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費すること。

１８　補助事業について、国又は他の地方公共団体からの補助金等の交付を受けていないこと。

　　　　　　年　　月　　日　　　　　署名